R3.4.1

兵庫県地球環境保全資金融資(個人)(兵庫県住宅用創エネルギー・省エネルギー設備設置特別融資)手続きフロー図（R3～）

申 請 者	融 資 機 関	県	（公財）ひょうご環境創造協会
①うちエコ診断受診申込書の提出			②日程調整 ↓ 診断を実施
③金融機関への申請 〔書 類〕 ・様式第１号の１、様式第１号の２、様式第１号の３もしくは第１号の４ ・契約書・図面等の写し ・申請者の住所がわかる公的書類（住民票の写し、運転免許証のコピー等） ・その他融資機関が指定する書類　等	④受付 書類をチェックし、貸付予定者として受付		
注意！ 融資機関の「④受付」が終わった時点で工事の着工は可能だが、正式な内定は「⑦認定通知」のため、融資が受けられない場合もある！	⑤貸付予定者の審査・報告 ・様式第１号の２、様式第１号の３もしくは第１号の４ ・契約書・図面等の写し ・申請者の住所がわかる公的書類（住民票の写し、運転免許証のコピー等）	⑥確認 申請者の資格などを確認	
工 事 の 着 工		⑦認定通知 ・様式第２号 (申請者あて) ・様式第３号 (融資機関あて)	
工 事 の 完 了			
⑧融資依頼 〔書 類〕 ・様式第２号(県からの認定通知) ・工事の完了が確認できる物(請求書、写真等) ・その他融資機関が指定する書類	⑨確認 書類の確認等		
	⑩融資の実行		